

福井市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業足羽田治地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年4月27日

福井市長 坂川 優

次の区域を柘泉町64字隅田に編入する。

柘泉町104字愛岩9の1、9の26、9の27、9の28、9の29、9の30、9の31の一部及び9の53に隣接する水路である市有地の全部

次の区域を柘泉町72字笹向に編入する。

町	字	地番
柘泉町	64字 隅田	20の一部
	71字 当田	18の一部 21の一部 27の一部
	74字 稲場垣内	10の一部 13の1の一部

次の区域を柘泉町88字西出垣内に編入する。

町	字	地番
柘泉町	93字 畦ノ内	18の2の一部 25の一部

次の区域を柘泉町93字畦ノ内に編入する。

町	字	地番
栃泉町	88字 西出垣 内	2の1の一部
この区域に隣接する道路及び水路である市有地の全部		

次の区域を栃泉町109字富町に設定する。

町	字	地番
栃泉町	64字 隅田	8から14まで 17から19まで 20の一部 21 22
	71字 当田	1 2の1 2の2 3の1 3の2 4 11から15まで 16の1から 16の3まで 17の1 17の2 18の一部 20 21の一部 22 23 24の一部 25 26 27 の一部 28から30まで
	72字 笹向	31の一部
	89字 大道下	42の一部

次の区域を栃泉町110字寺の下に設定する。

町	字	地番
栃泉町	71字 当田	24の一部
	89字 大道下	1から3まで 28から31まで 3 2の1 32の2 33から38まで 42の一部 49から53まで